

## 記紀八代系譜の成立と光明立后

前川, 明久 / MAEKAWA, Akihisa

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

28

(開始ページ / Start Page)

14

(終了ページ / End Page)

23

(発行年 / Year)

1976-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010940>

## 記紀八代系譜の成立と光明立后

前川 明久

記紀にみえる綏靖以下八代の天皇系譜については、すでに多くの研究が積みかさねられている。たとえば、系譜にみえる八代の

天皇の和風諡号について精緻な分析を試みた水野祐・井上光貞兩氏の研究や、同系譜に付随してみえる后妃系譜は大和の県主家が壬申の乱を契機として天皇家と密接な関係をもち、その反映として天武朝前後に述作されたと説かれた直木孝次郎氏の研究<sup>1)</sup>など、逸することのできない先行研究である。今日の諸研究によれば、綏靖以下八代の天皇系譜の述作は、七世紀後半から八世紀のはじめに記紀編纂を目標となされたものとみられており、その目的は八世紀のはじめに古代天皇制国家が確立し、その建国の悠久を説くために、記紀の冒頭に伝説的始祖的天皇である神武の後につづけて、綏靖以下八代の天皇系譜を接続させたのではないかとみられているのが、有力な見解である。

たしかに右にみた綏靖以下八代系譜の述作目的は、記紀が政治的意図をもって編纂された史書であることを念頭に置くとき首肯

できるが、はたしてそれが単に天皇家の歴史の悠久を説くためのみであつたかと考えると、かならずしもそればかりではなく、この述作・成立をめぐるに他に目的があつたのではないかと疑いをもつのである。

まず、この系譜で注目されるのは、八代の天皇の后妃の出身氏族が記紀ともにくわしく記されており、その出身氏族の氏姓を示すと左のごとくになる。(別表参照)。いま、記紀の后妃系譜を比較すると、書紀では孝靈紀の十市県主等の祖をのぞいて磯城県主・春日県主・十市県主何某と記しているが、記には安寧記をのぞいて師木県主の祖・十市県主の祖何某と記してあり、記の方が紀よりも古い伝えを多く残していると考えられている。また、県主出身の后妃は記にも多くみえるので、天皇家と大和の県主家とは、直木孝次郎氏が説かれたように、天武朝前後において県主家出身の女性が宮廷に仕え皇子女の養育にたずさわっていたという関係があり、この関係が古い伝承として記に系譜化されたものと考えられるのである。<sup>2)</sup>しかし、記にみえる后妃系譜に対して、書紀のそれはあたらしく、その本文では県主出身の后妃は一名(孝

9		8		7		6		5		4		3		2		代	
開化		孝元		孝靈		孝安		孝昭		懿德		安寧		綏靖		天皇諡号	
旦波之大 穗積臣、丸 瀬、葛城		(河内) 穗積臣		(意富夜麻登) 春日 十市県主		(姪)		尾張連		師木県主		師木県主		師木県主		古事記	
物部		穗積臣		磯城県主		(姪)		尾張連		(息石耳命) 磯城県主		(事代主神) 磯城県主		(事代主神) 磯城県主		皇後の氏姓 皇後の氏姓 (本文) (一書)	
(丹波) 和珥臣		物部 (河内)		春日 十市県主 (倭)		磯城県主 十市県主		磯城県主 倭国豊秋 狭太雄		磯城県主		磯城県主 大間宿禰		磯城県主 春日県主		妃の氏姓	

○この表は、直木孝次郎氏『日本古代の氏族と天皇』二一九頁所収のものである。ただし、冒頭のA・Bの記号は筆者が付した。

【備考】 括弧で包んだものは、氏姓であることの明確でないもの、または神を示す。

（靈妃）しかみられない。とくに冒頭二代の天皇の後妃系譜について、直木氏は「古事記が綏靖・安寧の二代の后を、ともに師木県主の出身としているのに、書紀ではその所伝を一書の説として、本文には事代主神出身の后をあげているのは、書紀編者に、県主家は皇后の実家としてふさわしくないという考えがあったからではなからうか」と指摘されていることに注目される。

それでは、なぜ書紀本文の後妃系譜を述作した書紀編者が、冒頭二代の天皇の後妃系譜において、天皇家と大和磯城の県主家との関係を見出し、ことさらに事代主神とその後裔の出身として記したのかについての理由を考えてみる必要がある。記では県主出身者が多く占めているのに対し、書紀本文の後妃系譜では尾張・物部・穂積・和珥などの諸氏出身者がみえ、県主出身者は磯城しかみえないのである。これは当時后妃の実家として県主家を書紀本文の後妃系譜に掲げえなかった事情・目的が伏在し、またこの事情・目的を書紀編者が熟知していたためではあるまいかと考えられる。

そこで小稿では、書紀本文にみえる綏靖・安寧両天皇の後妃系譜において、なぜ編者が記にみるような大和の県主（師木）家出身者とせず、事代主神の出身としたのかについての理由を考察し、あわせて右の書紀本文の後妃系譜述作の背景として、奈良時代初期に確立された皇親立后の原則を破り、非皇親（光明）立后の根拠を系譜的に正当づけようとした不比等を中心とする藤原氏の動向を解明してみたいと思うのが、そのねらいである。

## 二

さきに掲げた八代の天皇の后妃出身氏姓表をみると、后妃系譜には記と紀本文・同一書(第一ノ一・第二ノ一書)のあったことがわかる。まず、記と紀本文・紀一書にみえる后妃出身の氏姓の異同を比較検討すると、二代綏靖・三代安寧・四代懿徳では、師木(記)・磯城(紀)以下の記しかたは紀による) 県主とみえ、両者が一致している。また七代孝霊も后妃の出身氏姓に十市県主・春日をあげ、両者は一致しているのである。五代孝昭は記と紀本文では尾張連をあげている点では一致しているが、紀一書には磯城県主をあげており、この点では一致していない。六代孝安も記と紀本文とでは后妃の出身氏姓は不明であるが、紀一書では磯城・十市県主をあげている。さらに八代孝元は記と紀本文に后妃の出身氏姓として穂積臣をあげ一致している部分があるが、九代開化は記と紀本文にみえる后妃の出身氏姓は、記の丸邇臣と、紀本文にみえる和珥臣とは一致するが、他はあわない(ただし記の且波之大県主と紀本文にみえる妃の名に冠した丹波とは、その関係が不明であるが、記に竹野比売、紀本文に丹波竹野媛とみえることからすると、後者の丹波はあるいは丹波県主とみられ、このように考えると記と紀本文の后妃の出身氏姓は一致することになる)。

このように記・紀本文・同一書にみえる后妃の出身氏姓の異同を検討すると、二代綏靖・三代安寧・四代懿徳の部分(これをAとする)の氏姓は磯城県主を、七代孝霊の部分のそれは十市県主・

春日を、記・紀一書ともに共通してあげている。つまり、両書には三代安寧にみえる大間宿禰をのぞくと、共通一致している部分が四例みえる。この四例で紀一書における后妃系譜の成立を推察することは臆説となるかもしれないが、ここには磯城をはじめ春日・十市などの県主の氏姓が多くみえることから、記にみえる大和の県主氏のものつ古い后妃系譜が参看され、一書として書紀に記されたものと考えられるのである。

つぎに、残る紀本文にみえる后妃の出身氏姓について検討してみよう。Aの部分については、事代主神と息石耳命(安寧と事代主神の孫娘ヌナソコナカツヒメとの所生、この子アマトヨツヒメは懿徳の後であり、ヌナソコナカツヒメの孫にあたり、間接的に事代主神の系譜につながる)がみえ、いずれも神名をあげて一括して事代主神の系譜に結びつけられている。紀本文では、五代孝昭以降の部分(これをBとする)は后妃の出身氏姓を六代孝霊をのぞいてあげているが、紀本文のAの部分にみえる神名の記載は、記・紀一書にみえる磯城(記は師木) 県主とは、その内容を異にしているといわなければならない。これは、おそらく紀本文の后妃系譜述作の際、書紀の編者は記や紀一書にみるように三代の皇后の出身を磯城県主に結びつけるよりも、事代主神に結びつける系譜の方を重視し、これを紀の本文系譜として採択したため、記あるいは紀一書にみえる后妃系譜を参看して、紀本文の冒頭三代すなわちAの部分于事代主神や息石耳命に置きかえたともすることもできる。

それでは、右に述べた紀本文における后妃系譜述作の際、Aの

部分にみえる磯城県主を事代主神や息石耳命に置きかえた意義について考えてみる必要がある。まず、神武の皇后は、記にヒメタタライスケヨリヒメとみえ、三輪の大物主神と三島溝咋の娘の所生という伝えがみえる。三輪の大物主神は師木(記) 県主とも関係が深い<sup>(6)</sup>。これに対し、紀では同皇后の名はヒメタタライスズヨリヒメとみえ、事代主神と三嶋溝楸耳神の娘との所生と伝える。このように神武皇后の所生伝承をみると、記では大物主神を、紀は事代主神を皇后の父とする。おそらく、八代天皇の后妃系譜述作の際、伝説的始祖的天皇である神武の皇后につづく二代・三代・四代の皇后の出身を、記では師木県主の系譜に、紀では事代主神の系譜に結びつけたという考え方も成り立つと思うのである。しかも、紀では磯城県主がみえる一書よりも、その本文に事代主神につながる皇后の系譜を掲げているのは、書紀編纂時に編者が後者の方をより重視していたあらわれと解することができる。かつて筆者は、壬申の乱において天武軍に神託によって援助を与えた事代主神をまつる高市御県坐鴨事代主命神社が天皇家にとって重要な地である高市県に置かれていたことに注目し、この神が書紀において神武以下三代の皇后と系譜の上で女系的に結びつきをもっていたのは、葛木鴨(賀茂朝臣)氏が天皇家に対して皇子女の乳母を真進し、あるいはその養育にもたずさわっていたという職掌を、高市県主ともにはたしていた時期があったため、その反映として事代主神と女系的につながる神武以下三代の皇后の書紀本文系譜の述作には、七世紀後半以降に大和の葛城を本貫とする葛木鴨(賀茂朝臣)氏の関与が推定されると説い

記紀八代系譜の成立と光明立后(前川)

た<sup>(7)</sup>。このことから、紀本文の系譜の述作期は、書紀編纂作業が進行していた七世紀末から八世紀のはじめにかけてであり、この述作にあたって葛木鴨(賀茂朝臣)氏の関与が考えられるのであるまいか。

つぎに、前掲の表をみるとわかるように、紀本文において事代主神と系譜的につながる皇后を皇親皇后とするならば、Bの部分つまり六代孝安をのぞき五代孝昭・七代孝靈・八代孝元・九代開化の場合は、いずれも氏族出身の非皇親皇后とみられる。菊地康明氏は、書紀にみえる皇后の出自を検討された結果、非皇親皇后は前述の四例と十六代仁徳皇后の磐之媛だけで、他はすべて皇親であると指摘され、書紀がこれほど整然と后・妃の身分差を貫いているのは、おそらく書紀編纂時に実在していた皇親皇后制を、天皇制の草創期にまで遡らせた造作の所産であろうと述べられた<sup>(8)</sup>。また岸俊男氏は、現存する養老令の公式令・儀制令などには皇后・皇太后・太皇太后などの称がみえ、しかもそれらが大宝令にも存したことは、令集解公式令平出条所収の古記によって明らかで、同時に大宝令では天皇の皇后・妃は品位を有する内親王に限っていたといわれている<sup>(9)</sup>。これらの指摘によると、書紀編纂事業が進行し八代天皇系譜が成立した八世紀のはじめには、すでに法的にも皇親皇后制が確立していたのに、紀本文系譜のBの部分にみえる四名の非皇親皇后の存在はきわめて奇異といわなければならない。書紀編纂時において、右にみた令制の原則を排して四名の皇后を非皇親としなければならぬ理由は、いったい何かが問題となろう。

この点を解明する手がかりとして、記紀の系譜にみえるおもな后妃出身氏族の性格をみると、磯城県主は大和の他の県主の諸氏とともに同族の女性を天武朝前後に皇子女の乳母として宮廷に送り、あるいは彼等を自家に迎えて養育した可能性があると指摘されてお<sup>(10)</sup>り、この点はさきに指摘したように葛木鴨(賀茂朝臣)氏も同様である。また穂積・物部の両氏は、天武朝ごろ後宮に仕えていたと推定されており、尾張氏は天武の乳母大海氏と関係が深い。このようにみると、記の系譜にあらわれた后妃は師木県主を筆頭として天武朝前後の宮廷に出仕し皇子女の養育にたずさわっていた氏族の出身と伝えられているので、すべて非皇親皇后であった。したがって、この系譜は大宝令による皇親皇后制が確立する以前、つまりこれらの氏族が宮廷に出仕していた天武朝あるいはその前後に成立したと考えられる。

ところで、Bの部分にみえる記と紀本文の後妃の出身氏姓を比較すると、五代孝昭・八代孝元にはその両者に氏姓が一致してみえるが、他はあわない。九代開化をのぞくと、記の系譜でAの部分に記されていた磯城県主が、紀本文のそれでは記および紀一書ともつながらない七代孝霊の皇后の出身となっていることに注目される。この点について筆者は、もっとも早く天武朝前後に成立した記の系譜にみえる配列を、書紀編纂事業が進行している八世紀のはじめに、Aの部分にみえる記の師木県主を事代主神およびその系譜につながる息石耳命に代置し、磯城県主を七代孝霊に位置づけ変改したのが、紀本文にみる系譜ではなかったかと考えるのである。つまり、右に述べた変改は、記や紀一書の系譜にみえ

る后妃の出身がすべて非皇親であったのに対し、紀本文のそれでは冒頭三代に皇親を置き、これを四代以降の非皇親出身者と結合・連続させたことに大きな意義をもっているのであって、おそらくこの変改は書紀編纂事業の最終段階、いかえれば書紀が完成した養老四(七二〇)年に近いころになされたものではないかと考えられる。しかも、古事記にくらべて書紀編纂の目的やその規模の大きさなどを考慮するとき、右の変改は単に一族一事代主神を奉斎する葛木鴨(賀茂朝臣)氏への伝承を紀に定着させるために行なわれたものではなく、その背後には他の目的があったためになされたものではないかと考えられるのである。以下、この点について節をあらためて考察したい。

### 三

前節で述べた変改について想起されるのは、八代天皇の系譜にみえる后妃の部分についての飯田武郷の指摘である。武郷は孝昭二九年紀にみえる尾張氏(紀一書は磯城県主)出自の世襲足媛を皇后とする記事に注して、「此に尾張氏の女を以て。皇后と為玉ふ事甚疑し。熟考るに。上古には皇后は必皇親。又は特貴なる神の御子に限る事にて。臣下の女の皇后に立し事なし」とし、ついで天平元(七二九)年八月光明立后に際し、臣下の女を立后させた先例として葛城襲津彦の子磐之媛が仁徳皇后に立后したことをあげた宣命を引用して、「故にかく詔ふを見れば。此に尾張氏の女を立て。為<sup>二</sup>皇后<sup>一</sup>とあるをはしめ。孝霊天皇二年二月。立<sup>二</sup>細媛命<sup>一</sup>為<sup>二</sup>皇后<sup>一</sup>。…また孝元天皇七年二月。立<sup>二</sup>静色謎命<sup>一</sup>

為<sub>二</sub>皇后<sub>一</sub>。…また開化天皇六年正月。立<sub>二</sub>伊香色謎命<sub>一</sub>為<sub>二</sub>皇后<sub>一</sub>。…とある此等の文。決く撰者の当昔の本文にあらずして。後世藤原氏の徒か。為にする所ありて。時の文人等に命して。作り加へしめたるものとおぼしき<sup>(14)</sup>といひ、さらに「なほいはは。此磐之姫もまことは巨下の女にはまます。其父葛城襲津彦命は。武内宿禰の子にして。未<sub>レ</sub>姓をも玉はらず。巨下の列に属<sub>レ</sub>し人にあらず。いはは王族に坐せは。其子とある磐之姫命。何てか臣の女なるへき。…其<sub>レ</sub>をしもかく取出て詔へるは。全く藤原氏の所為にて。当時不比等の權勢はあれとも。此れまで例なき事なれば。世の議論あらむ事を。さすかに思慮悩みて。古代の事実をかきくらし。武内宿禰其子葛城襲津彦も。既に姓を賜はりて。巨下の列に入りしものと取做し。それを宜しき様に。天皇にも奏<sub>レ</sub>上げ。巨下の女の例なりとして。詔をさへ潤飾したる当時のさま。まことに思ひ遣らるゝ計なり。さてさやうに世の人をも欺きつゝ。わが預り作爲りたる大宝令をすら。蔑にしたる計策の。遂に行なわれしものゝ。なほ其後の藤原氏の人等か。かくにかくに。其例の鮮きに苦しみつゝ。また其上に。此<sub>レ</sub>及び孝靈孝元開化の御世の皇后も。既に此例なりとやうに。後より作爲<sub>レ</sub>加へし文の。遂に本文とはなりしものなる事明<sub>レ</sub>けし<sup>(15)</sup>と説いている。

右にみた武郷の指摘は、大宝令で定められたように古代の皇后は皇親出身者であつたという原則を前提として、①天平元年光明立后にあつたでされた宣命に記されている非皇親立后のモデルとされた磐之媛は、本来皇親出身であつたが、一方、光明子の出身が藤原氏つまり非皇親であつたため、この不都合を是正する目

記紀八代系譜の成立と光明立后(前川)

的で磐之媛をも皇親者とみなし、②また紀にみえる孝昭以下の皇后の出身をも非皇親としたのは、後世藤原一族による変改であつたという二点に要約することができる。いいかえれば、武郷は紀にみえる非皇親皇后の系譜記事は、すべて藤原氏による仮作・挿入とみているのである。肥後和男氏はこの仮作説を疑問視されているが、すでに前節で指摘したように、記あるいは紀本文・同一書にみえる非皇親皇后の出身氏族は、天武朝前後の宮廷において皇子女の養育にたずさわり、乳母をも貢進していたのであり、後宮との関係が深く、おそらくこれらの氏族は、宮廷との結びつきによって自己の祖先伝承を后妃系譜のなかに定着させたと考えられるので、系譜すべてを後世藤原氏による仮作・挿入とみるわけにはいかない。また武郷は仁徳皇后の磐之媛を皇親出身とみているが、近時明らかにされた葛城氏の研究によつても、伝説上の人物に近い磐之媛は葛城氏の出身で非皇親皇后であつたことはいうまでもない。ただ武郷の指摘で注目させられるのは、大宝令以後貫徹されている皇親立后の原則を棚上げにして、光明子という非皇親者の立后にあたり、いかに釈明するかについて藤原氏が苦慮したという点である。この苦慮の真情は、立后の際にされた宣命のなかにみえる苦しい釈明によつても理解できるが、ともかくこの立后の可否を六年間も検討し、非皇親立后の先例として磐之媛の故事を見いだし難局をひとまず打開したのである。しかし、右の宣命のなかで、磐之媛の先例もさることながら、今はなき不比等の功績を力説し、このため立后が実現したという点をあげていることに注意させられる。たしかに立后の実現した天平元

年には不比等は世を去っていたが(養老四〇七二〇年没)、はたして彼は光明子の立后に対して無為無策であったのだろうか。この点について次節で述べ、紀本文にみえる后妃系譜の成立目的とその背景を明らかにしてみたい。

## 四

藤原氏が非皇親立后の先例としてあげた磐之媛の故事というのは、統紀、天平元年八月壬午条にみえる聖武夫人光明子の立后にあたりだされた宣命のなかに、

然毛朕時不波不有。難波高津宮御宇大鷦鷯天皇葛城曾豆比古女

子伊波乃比売命皇后止御相坐而食国天下之政治賜行賜利。

とみえる記事をさすが、近時、直木孝次郎氏は、右の宣命と、統紀、慶雲四年四月壬午条にみえる文武が不比等に対し与えた宣命のなかに、

又難波大宮御宇掛母畏支天皇命乃。汝父藤原大臣乃仕奉留状乎。

建内宿祢命乃仕奉留事止同事叙勅而沿賜慈賜利。

とある部分とを対照され、さきの宣命にみえる襲津彦の父、磐之媛の祖父にあたる建内宿祢のことが光明子立后をさかのぼる二三年前に回想されているが、慶雲・和銅のころから天平にかけて少なくとも天皇と藤原氏との間では、建内宿祢とともに磐之媛のことが想起されており、しかもこの回想が建内宿祢は不比等の父鎌足の功業との対比において、磐之媛は不比等の子光明子の立后との対比において思ひだされていたこと、また奈良朝初頭前後に藤原氏の中心人物であった不比等は、鎌足を建内宿祢に対比し藤原

氏の発展をはかったと考えられ、さらに藤原氏は建内宿祢の孫娘磐之媛が皇后となったように、不比等の娘光明子を立后させることを期待したのであるうし、この期待は不比等の時代に実現できず、不比等の四子の時代になって実を結ぶが、おそらく、この構想は立后の実現した天平元年より早く立てられていたにちがいないと興味深い指摘をされた。

ところで、藤原氏が光明子の立后実現にふみきった動機は、すでに岸俊男氏が、神亀五(七二八)年九月光明子所生の皇太子が急逝し、一方、同年聖武夫人県大養宿祢広刀自に安積親王が誕生したため、同皇子の立太子が重大な政治問題化することを考慮して、藤原氏は急遽先手をうって光明子を立后させ、同氏に不利な事態の解決をはかろうとしたと述べられた通りである。<sup>(19)</sup>当時、県大養氏は有力な反藤原氏勢力であったこと、あるいは安積親王の誕生は藤原氏にとって全く予期しなかったことなどの政治的危機によって、藤原氏は急遽光明子の立后を実現させたのであろうが、立后の構想は、右の宣命に述べられているような建内宿祢や磐之媛の故事が早くも慶雲・和銅のころから回想されていたことから、おそらくそのころから藤原氏の間ですでに固められつつあったにちがいない。筆者は、この構想は、靈龜二(七一六)年光明子が皇嗣を生むべき皇太子妃として、和銅七(七二四)年に立太子した将来皇位につくべき聖武のもとに入内したとき、また県大養宿祢広刀自が聖武の妃となったのは、靈龜二年より早かったかもしれない、たとい後であったとしてもわずかな違いであったとみられていることから、<sup>(21)</sup>おそらく右の時期には藤原氏の間で固



められていたのではないかと考えたい。

光明立后の構想が藤原氏の間で固まり、これに期待がよせられるようになった和銅末年から靈龜、それにつづく養老の時代は、いうまでもなく不比等が藤原氏の実力者として廟堂にあって権勢を握っていた時期であった。その不比等が藤原氏の今後の発展を期する上からも、自分の娘の将来について全く無関心であったとは思われない。しかし、大宝・養老律令の撰定・編纂の中核にあってた不比等は、立后の構想を早晚実現するためには、大宝令にいう皇親皇后の原則が大きな障害となることを百も承知していたはずである。

それでは、不比等はこの障害をどのようにしてのりこえようとしたのであろうか。かつて筆者は、天平勝宝元(七四九)年四月、聖武が東大寺に幸し、盧舎那仏像の前殿に御して発した長文の宣命の後半部にみえる三国真人・石川朝臣・鴨朝臣・伊勢大鹿首などの諸氏は、幼少時代における聖武を養育した氏族と推定し、右の諸氏のうち鴨朝臣は、統紀、天平七年十一月己未条にみえる賀茂朝臣比売であつて、彼女は尊卑分脈によれば不比等に嫁し、聖武の生母である藤原宮子を生んでおり、いわば聖武の外祖母にあたるが、統紀、天平九年十二月丙寅条によれば、聖武は誕生以来、生母宮子と相見たことがない<sup>(22)</sup>と記されているので、不比等は賀茂朝臣比売に命じて生母にかわつて聖武の養育にあたらせたと考え、その養育期間は誕生した大宝元(七〇一)年から平城京遷都の行なわれた和銅三(七一一)年のころまでの間と推定した。<sup>(22)</sup>賀茂朝臣は、新撰姓氏録、大和国神別に、

記紀八代系譜の成立と光明立后(前川)

大神朝臣同祖。大國主神之後也。大田田禰古命孫大賀茂都美命一名大賀。奉<sup>レ</sup>齋<sup>二</sup>賀茂神社<sup>一</sup>也。  
度尾尾

とあつて、氏名にみえる賀茂は「大和ノ國葛城ノ上郡の鴨<sup>(23)</sup>」をさし、右の記事中にみえる賀茂神社とは、事代主神が葛木鴨(賀茂朝臣)氏の主神であつたとみられていることから、延喜式神名帳の大和国葛上郡にみえる「鴨都波八重事代主命都社」であり、この地が同氏の本貫であるが、六世紀から七世紀前半までのころには、同氏は葛城から「高市御県坐鴨事代主命神社」のあつた高市郡にまで進出していたと考えられる。<sup>(24)</sup>

さて、光明子は不比等と県犬養宿称三千代との間の所生であつた。県犬養氏については、弥永貞三氏が指摘されているように、神龜四(七二七)年、天武十三年改姓の際洩れた血縁関係の遠い者まで三千代に推挙されているところをみると、その出自はあまり高くなく、一族男子の位階をみても官僚社会における同氏の門地としての地位も決して高くない。<sup>(25)</sup>しかし、さきにもみた賀茂氏は、天武十三年の賜姓において藤原氏と同格の朝臣を賜わつており、聖武の生母である宮子が賀茂朝臣比売の所生であることから、門地の地位は県犬養氏よりも高い。いうまでもなく、貴族社会では門地の高い氏族の系譜が重視され、かつ尊重される。さきの宣命にみえる建内宿称・葛城襲津彦・磐之媛などが、記紀の伝承のなかですべて葛城氏や葛城の地と深い関係をもっているのは、右に述べたような理由から不比等と賀茂朝臣比売との関係が重視された所産ではあるまいか。また建内宿称を鎌足に、磐之媛を光明子に対比する動きや回想がではじめた慶雲・和銅の時期

は、聖武が賀茂朝臣比売に養育されていた時でもあった。おそらく、右にみた対比や回想の生じた原因は、賀茂朝臣比売による聖武の養育とも無関係ではあるまい。さらに、右にみた対比や回想の行なわれた時期には、書紀編纂作業が進行していたのである。

これらの動向に注目した不比等は、非皇親の妃である光明子の立后を実現するためには、大宝令に皇親皇后制を規定しているの、回避することのできない障害は光明子の出身つまり非皇親であることに注意を払ったにちがいない。そこで、不比等は折から編纂作業の進行していた書紀における八代天皇の后妃系譜の述作に着目したと考えられる。記には二代綏靖以下すべて非皇親皇后があげられているが、さらに紀の系譜において非皇親皇后が列挙されていれば、非皇親である光明子が今後立后の場合都合のよい先例となる。紀一書に大和の県主氏が后妃の出身氏姓として併記されているのは、このねらいによるものであろう。しかし、大宝令が皇親皇后制を規定している以上、皇親皇后と非皇親皇后の地位が対等であることを系譜の上からも証明しておかなければならない。そこで、二代綏靖以下三代の皇后の出身―Aの部分―に、聖武の外祖母の実家である葛木鴨(賀茂朝臣)氏の伝承を参看し、神武の皇后の父とも伝える同氏の奉斎した事代主神とその後裔につながる女性を皇親皇后として掲げ、五代孝昭以下の非皇親皇后との系譜上の連続・結合をはかったのではあるまいか。このような意図のもとに述作されたのが書紀本文にみえる八代の后妃の系譜であると考えられる。おそらく、この述作、いいかえれば后妃の出身氏姓のAの部分、記が師木県主となっており、これ

に対する紀本文では事代主神とその後裔となっており、また、この変改にもとづく紀本文にみえる后妃系譜の述作は、古事記の完成した和銅五(七二二)年から養老四(七二〇)年書紀の撰上げ行なわれるまでの、いわば書紀編纂作業の最終段階において、きわめて短期間のうちになされたものではないかと考えられるのである。以上、書紀編者が記にみえる師木県主家を皇后の実家としてふさわしくないとし、事代主神とその後裔出身の后妃を紀本文にみるように八代天皇の后妃系譜の冒頭に掲げた理由は、光明子の立后を期待した不比等の意図にもとづく書紀編者の変改ではなかったかと考え、<sup>26)</sup> 小稿を閉じたい。

## 注

- (1) 水野祐氏『増訂日本古代王朝史序説』・井上光貞氏「帝紀からみた葛城氏」(『日本古代国家の研究』所収)。
- (2) 「県主と古代の天皇」(『日本古代の氏族と天皇』所収)。
- (3) 『日本書紀』上(日本古典文学大系) 補注五八二頁。
- (4) 直木氏、前掲論文二三四頁以下。
- (5) 直木氏、前掲論文二三八頁。
- (6) 直木孝次郎氏『奈良』(岩波新書) 五三頁。
- (7) 拙稿「ヤタガラス伝説の一考察」(『純日本紀研究』一六五) 五頁。
- (8) 「古代の天皇」(『講座日本史』1所収) 一九七頁。
- (9) 「光明立后の史的意義」(『日本古代政治史研究』所収)

- 二一七頁。
- (10) 直木氏、注(2)論文二二三頁。
- (11) 直木孝次郎氏「物部連に関する二、三の考察」(三品彰英氏編『日本書紀研究』第二冊所収)一八三頁。
- (12) 上田正昭氏「和風諡号と神代史」(『赤松俊秀教授退官記念国史論集』所収)一二六頁。
- (13)・(14)・(15) 『日本書紀通釈』二、二二八九—二二九〇頁。
- (16) 「大和嗣史時代の一考察」(『史潮』五一—三)八一頁。  
井上氏、注(1)論文。
- (18) 「磐之媛皇后と光明皇后」(『赤松俊秀教授退官記念国史論集』所収)一六八頁。
- (19) 岸氏、注(9) 論文二四八頁。
- (20) 岸氏、注(9) 論文二四八頁。
- (21) 岸氏、注(9) 論文二四八頁。
- (22) 拙稿「聖武天皇の養育者と藤原氏」(『続日本紀研究』一五八)。
- (23) 栗田寛『新撰姓氏録考証』九六九頁。
- (25) 注(7) 拙稿、四頁。
- (25) 「万葉時代の貴族」(『万葉集大成』5所収)一五二頁。
- (26) 次田真幸氏は「書紀では神武・綏靖・安寧の三代の天皇の皇后を、すべて事代主神の系統の女性と伝えているが、このように事代主神を重んじたのは、天武天皇の事代主神に対する信仰と崇敬によるものと見るべきであろう」(『日本神話の構成』四一九頁)と述べられているが、あながちそればかりではなく、本文で述べたように不平等の意図が加わっていたものと考えられる。